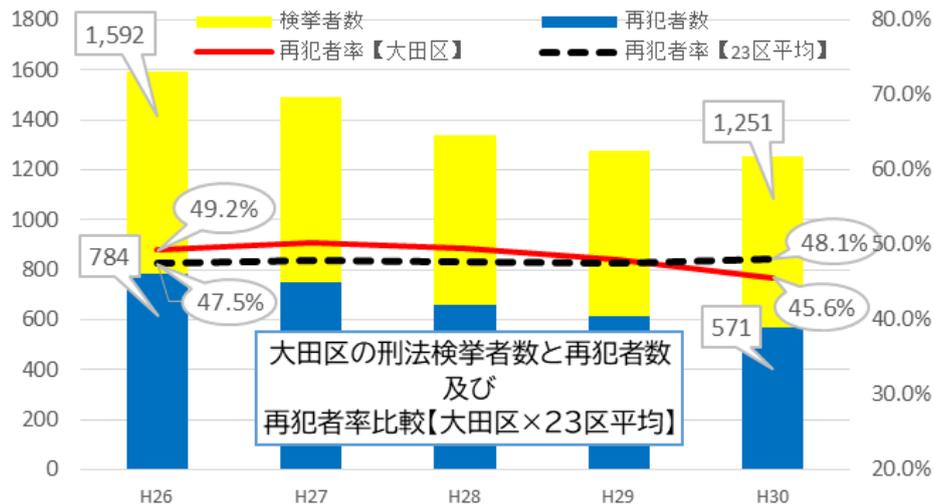


(仮称)大田区再犯防止推進計画の策定について

1 計画策定について

全国の刑法犯における再犯者率が一貫して上昇し続ける中、平成28年12月、国において、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年12月、「再犯防止推進計画」が閣議決定された。地方自治体も同法により計画策定の努力義務が課され、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」が策定された。こうした状況に加え、区内においても再犯者率が依然40%台後半で推移している実態を踏まえ、区民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため(仮称)大田区再犯防止推進計画を策定する。

2 大田区の状況



3 計画期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

4 重点課題(案)

国及び都の再犯防止推進計画を踏まえ、次の重点課題(案)に分類し計画をまとめる。

- ① 就労・住居の確保等 ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等
(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)
- ④ 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進等

5 今後の予定

- 令和2年11月 関係機関・団体調査(アンケート、ヒアリング等)
- 令和3年1～2月 計画案公表、パブリックコメント
- 令和3年3月 計画決定
- 令和3年4月 計画公表